

武雄市指定ごみ袋等取扱店要項

武雄市指定ごみ袋等（以下「指定袋」といいます。）を販売していただける指定袋取扱店（以下「取扱店」といいます。）を募集しており、下記のとおり取扱店に係る資格・要件等を定めます。

1. 募集対象

(1) 小売店

生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に売ることが業とするもの

例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、その他の小売店

(2) その他

①近隣に小売店がない地域における自治会等の地域団体が地域住民に販売する場合

②地域活動に役立てるため、自治会等の地域団体等がその構成員に販売する場合

例：自治会、地域婦人会、まちづくり協議会、NPO法人等

2. 申込資格

下記の条件を全て満たすこと。

① 武雄市内に、市民に直接物品を販売する店舗を有すること。ただし、武雄市に隣接する市又は町に存する店舗のうち、日常的に武雄市民が利用していると認められる店舗については、指定袋の取扱いを認めることがあります。店舗については、長時間（概ね8時間程度）営業しており、常時販売できるなど、市民が利用しやすいこと。ただし、自治会等の地域団体等は必ずしも店舗形態は要しません。

② 自治会等の団体等は、その団体についての規約が整備されており、規約内容等を書面で提出可能なこと。

③ 本市が実施する「有料指定袋制」の趣旨を理解するものであること。

④ 会計事務等、本市の事務手続きを遂行することができること。

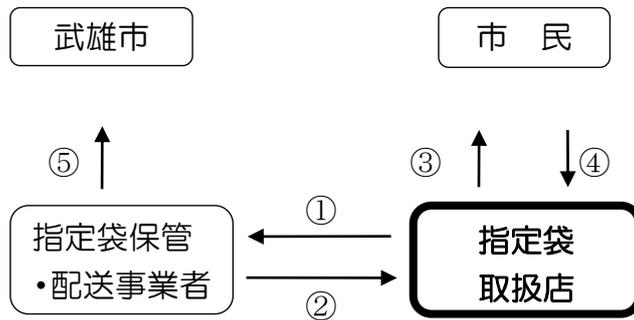
⑤ 公金及び指定袋等の適正な管理をすることができること。

⑥ 暴力団の関係者でないこと。

⑦ 市職員による立入調査や在庫調査に常時対応できること。

⑧ 市町村民税を完納していること。

3. 指定袋等取扱店関連事務の流れ



- ① 指定袋保管・配送事業者へ指定袋を発注。指定袋料金（卸売価格）の支払い。
- ② 指定袋の受領。
- ③ 指定袋の販売。
- ④ ごみ処理手数料（販売価格）の徴収。
- ⑤ 指定袋販売実績・在庫状況報告、指定袋料金の納付。

4. 販売する指定袋の種類及び徴収する手数料の額

種 類	容量	販売価格（税込）	卸売価格	販売単位
燃えるごみ（大）	45 リットル	500 円/組	470 円/組	1 組(10 枚)
燃えるごみ（中）	35 リットル	400 円/組	370 円/組	1 組(10 枚)
燃えるごみ（小）	20 リットル	220 円/組	190 円/組	1 組(10 枚)
燃えないごみ	30 リットル	410 円/組	380 円/組	1 組(10 枚)
事業所専用	50 リットル	1,120 円/組	1,039 円/組	1 組(10 枚)
かん類	30 リットル	200 円/組	180 円/組	1 組(10 枚)
びん類（大）	30 リットル	200 円/組	180 円/組	1 組(10 枚)
びん類（小）	15 リットル	100 円/組	80 円/組	1 組(10 枚)
ペットボトル（大）	45 リットル	300 円/組	280 円/組	1 組(10 枚)
ペットボトル（小）	30 リットル	200 円/組	180 円/組	1 組(10 枚)
粗大ごみステッカー		203 円/枚	188 円/枚	1 枚

5. 指定袋の販売に当たっての注意事項

- ① 指定袋等の販売は、商品の売買ではありません。指定袋等の「価格」は条例で定める「ごみ処理手数料」ですので、取扱店が値引き販売や景品等として無料配布することは出来ません。また、ばら売りは認められません。
- ② 指定袋は内税となります。別途消費税を賦課することはできません。
- ③ 市民から不良品の申し出があった場合は、確認の上、交換してください。

6. 提出書類

(1) 申込書 1部

(2) 位置図 1部

小売店の場合は、店舗所在地の位置図

地域団体等の場合は、指定袋を保管する予定となる場所の位置図

(3) 納税証明書又は滞納がない証明書

(4) その他

地域団体等の場合は、規約の写し 1部

NPO法人の場合は、法人登記の写し 1部

7. 申込方法

提出書類をそろえ、武雄市環境課までご提出下さい。

8. 審査結果の通知

提出されました申込書類をもとに、本市で審査の結果、取扱店契約を締結することができる判断された方には、契約関係書類を発送します。